

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	小規模事業場産業保健活動支援促進事業費補助金	担当部局庁	労働基準局安全衛生部	作成責任者					
事業開始・終了(予定)年度	平成9年度開始(産業医共同選任)、平成12年度開始(自発的健康診断)、平成24年度終了	担当課室	労働衛生課	泉 陽子					
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定	政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること。						
根拠法令(具体的な条項も記載)	労働安全衛生法第13条の2、第19条の3 労働安全衛生法第66条の2、66条の4、66条の5	関係する計画、通知等	第12次労働災害防止計画						
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	産業医の選任義務のない労働者数が50人未満の小規模事業場における産業保健活動を支援するため、産業医の選任義務のない事業場においては、産業医の要件を備えた医師の選任の拡大を図り、もって、労働者の健康管理の向上等を目的とする。また、深夜業に従事される方が自己の健康に不安を感じて、自発的に健康診断を受診することを支援し、労働者の健康管理の充実を図ることを目的とする。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	労働者数50人未満の小規模事業場の事業者が、他の事業者と共同して産業医の要件を備えた医師を選任・契約し、職場巡視、健康診断の結果に基づく保健指導、長時間労働者への面接指導、健康教育、健康相談等の産業保健活動を実施した場合、その費用の一部を3年間にわたって、年間で最大4回助成する。また、深夜業に従事する労働者が、自発的に健康診断を受診した場合、その費用の一部を助成する。 なお、平成22年度限りで本事業を廃止したが、小規模事業場産業医選任促進事業については、平成22年度以前に事業を利用申請済みの事業場に対しては、経過措置として引き続き3カ年を限度として助成を行うこととしている(平成23年度以降は新規の申請を受け付けていない)。								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額(単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算の状況	当初予算	76	28	11				
		補正予算							
		繰越し等							
	計		76	28	11				
	執行額		76	28	11				
執行率(%)		100%	100%	100%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値(25年度)	
	— (22年度事業終了までの目標:産業医共同選任事業終了後、事業場における医師による産業保健活動の重要性・必要性について認識し、今後も何らかの産業保健活動を継続する予定である旨の回答を80%以上の事業場から得る。)			成果実績	%	71.6	—	—	—
				達成度	%	89.5	—	—	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	— (22年度事業終了までの目標:産業医共同選任事業の申請を行った事業場数について予算要求上の件数を目指す。なお、23・24年度は経過措置期間であり、新規の申請は行われないため、活動指標は設定していない。)			活動実績(当初見込み)	事業場	106 (263)	— (—)	— (—)	— (—)
単位当たりコスト	61,322 (円/件)			算出根拠	単位当たりコスト=支出額/申請件数 支出額 5,212,364円 件数 85				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由					
				平成24年度限りの事業					
	計	—	—						

事業所管部局による点検						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	・経営基盤の脆弱な小規模事業場の労働者の健康管理については、他事業でも支援を行っているが十分とは言えないため、本事業において集団で自主的に産業医を選任した場合の費用に対し国費を投入することは重要である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	・経営基盤の脆弱な小規模事業場の労働者の健康確保のためには、国としての支援が必要である。 ・労働安全衛生法第19条3に基づき、産業医の選任義務のない小規模事業場の労働者の健康の確保に資するため、必要な援助として、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	・第11次労働災害防止計画において、「産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策」が盛り込まれていた。また、第12次労働災害防止計画においても、「健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減」が、講ずべき施策として掲げられており、優先度は高い。		
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	・本事業は、労働者の作業関連疾患等の疾病労災を予防するために、産業保健サービスの事業者への支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出することは妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	・保健指導等の産業保健活動の補助としての単位当たりコストは妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	・事業費は、事業場における産業保健活動に対する補助金のみであり、費目・使途は明確かつ必要最低限のものである。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	・補助事業としては、全ての登録事業場が最大補助額の補助を受けられるよう予算を確保する必要があるが、実際には、産業医活動に対する費用を一時的な立て替えが小規模事業場にとって負担が大きい等の理由から、登録した全ての事業場から最大額の補助申請が行われないため。		
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	・登録した事業場に対し、1事業場あたり最高年間4回補助という実質的な支援を行っており、実効性は高い。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	・本事業では、事業場で実施された産業保健サービスに対し、サービス実施後に助成を行っており、本事業の助成金は産業保健サービスの提供に活用されている。。		
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	・小規模事業場の労働者の健康管理については、地域産業保健事業においても、健康診断実施後の事後措置に対する支援を行っているため、本事業は22年度限りで廃止となっている。(平成24年度まで経過措置を実施。)		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	347	地域産業保健事業	厚生労働省・労働基準局安全衛生部			
点検 結果	平成22年度限りで本事業を廃止したため、平成23年度以降は成果目標及び活動指標を設定していない。 なお、小規模事業場産業医選任促進事業については、平成22年度以前から事業を利用している事業場に対し、経過措置として引き続き3か年を限度として助成を行った。事業場からの補助申請は予算額の4~5割であるものの、登録されている事業場からの補助申請回数は、平成24年度平均3回となっており、小規模事業場における産業保健活動の推進に貢献している。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
-						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
廃止						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	650-60	平成23年	0971	平成24年	0817	

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

小規模事業場産業保健活動支援促進事業

厚生労働省
11百万円

〔 事業管理、受託者への指導 〕



【小規模事業場産業保健活動支援促進事業費補助金】

A.. (独)労働者健康福祉機構
11百万円

〔 小規模事業場の事業者が、他の事業者と共同して産業医を選任・契約し、保健指導、面接指導等の産業保健活動を実施した 〕



【補助】

B. 事業者(85回)
5百万円(平成24年度精算額)

〔 産業医の選任・契約、産業保健活動の実施 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.独立行政法人労働者健康福祉機構			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	小規模事業場産業医選任促進事業費	11			
計		11	計		0
B.事業者			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	産業保健活動に対する補助	0.1			
計		0.1	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人労働者健康福祉機構	平成24年度小規模事業場産業医選任促進事業費補助金	11		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		
2	B社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		
3	C社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		
4	D社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		
5	E社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		
6	F社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		
7	G社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		
8	H社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		
9	I社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		
10	J社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導等の産業保健活動に対する補助	0.1		